

玉城町いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月

玉 城 町

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	
(1) いじめ防止対策推進法制定の意義	1
(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
(3) いじめの定義	2
(4) いじめの理解	4
(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方	
①いじめの防止	4
②いじめの早期発見	5
③いじめへの対処	5
④地域や家庭との連携	5
⑤関係機関との連携	5
⑥日常の点検と評価	6
2 玉城町が実施するいじめの防止等に関する施策	
(1) 玉城町いじめ防止基本方針の策定	6
(2) 玉城町いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
(3) いじめの未然防止のための方策	
①互いを認め合える人間関係を構築する取組	7
②自己肯定感や自己有用感を育成する取組	8
③学校・家庭・地域が連携した取組	8
(4) いじめの早期発見のための対策	
①実態把握及び相談体制の整備	9
②家庭や地域と連携した取組	9
(5) いじめへの対処のための方策	
①指導体制の強化を図る取組	9
②いじめの加害児童生徒、被害児童生徒への対応	10
③関係機関との連携	10
3 学校が実施するいじめの防止等に関する施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	10
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	10
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
①いじめの防止	11
②早期発見	11
③いじめに対する措置	12
4 重大事態への対処	
(1) 重大事態とは	12
(2) 報告（第一報）	13
(3) 調査の組織	13
(4) 調査	
①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	13
②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	13
③児童生徒の自殺という事態が起こった場合	14
(5) 調査結果の提供及び報告	14
(6) 再調査	14
5 その他重要事項	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要がある。

いじめを生まないためには、社会全体で児童生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要である。

また、日頃から学校教育全体を通じて、児童生徒の豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむことにより、児童生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成していくことが重要である。

いじめへの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、そのためには、学校が地域に開かれ、多くの人たちが学校に関与していくとともに、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処することが大切である。

そこで、玉城町では、町民のいじめの問題に対する意識向上のための人権講演会の開催、教職員の指導力向上のためのいじめの未然防止、早期発見、早期対応に関わる研修会への参加促進、児童生徒を対象とした「いじめ問題に係るアンケート」の実施等、いじめの問題の解決に向けて取り組んできた。

このような状況のもと、いじめの根絶への取組の一層の充実・強化を図るため、平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行された。この法第12条に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）及び「三重県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、玉城町いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）を策定するものである。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向（国の基本方針より）

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、個々の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生

じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) いじめの定義

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解

積されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた当該児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、

警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携して、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会等への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進したりすることが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑤ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施にあたり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

⑥ 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、さまざまな観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要である。

そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組むことが必要である。

2 玉城町が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 玉城町いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、国及び県の基本方針を参酌し、玉城町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、玉城町いじめ防止基本方針を策定する。(法第12条)

本方針は、いじめの防止等への対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、総合的かつ効果的に行われるよう講じるべき対策の内容を具体的に示すものである。

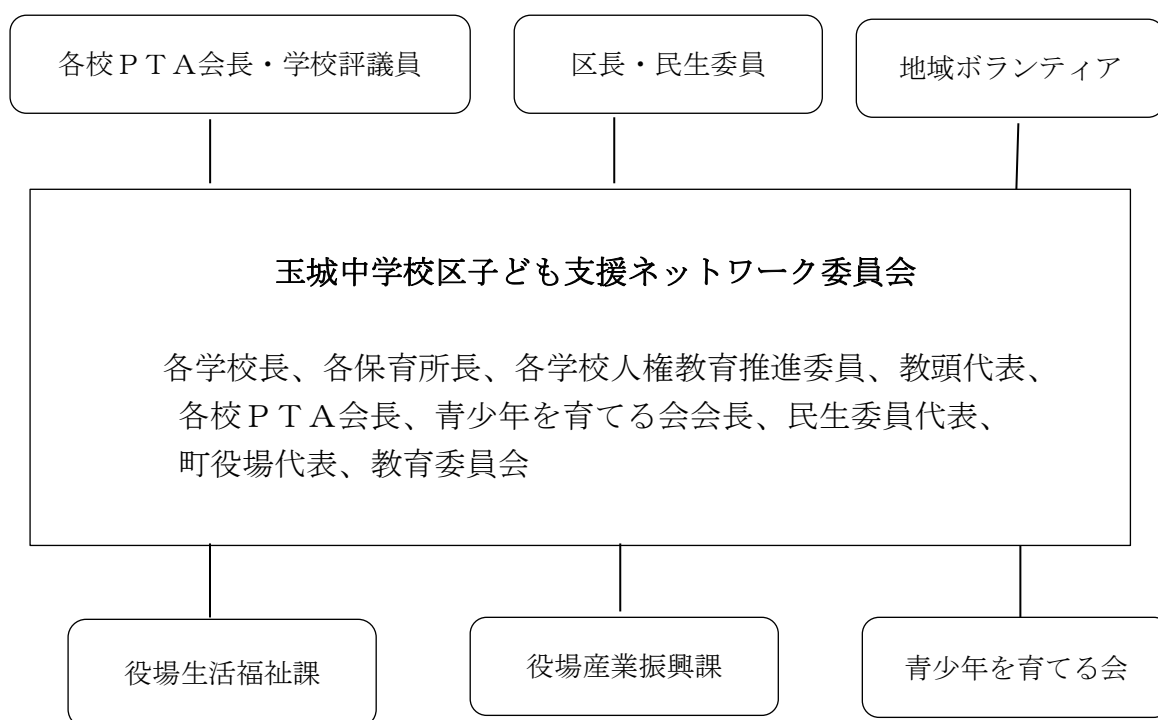
なお、本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて見直しを行う。

(2) 玉城町いじめ問題対策連絡協議会(玉城町子ども支援ネットワーク)の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、法の趣旨を踏まえ、従来から設置している人権に関する組織「玉城中学校区子ども支援ネットワーク委員会」を「玉城町いじめ問題対策連絡協議会」として運用する。(法第14条第1項)

構成は、以下の通りとし、玉城町教育委員会に事務局を置く。

また、必要に応じ、子育て総合支援室、地域包括支援室、南勢志摩児童相談所、伊勢警察署等関係機関や、玉城町長、教育民生常任委員長(玉城町議会)、人権擁護委員、保護司等関係者に参加を要請する。



(3) いじめの未然防止のための方策

① 互いを認め合える人間関係を構築する取組

- ・ 道徳の時間を要として、あらゆる教育活動を通して、規範意識の向上及び社会のマナーやルールの遵守、正しい判断に基づいた行動についての指導を推進する。
- ・ さまざまな体験活動や人とのかかわりを通して、子どもの自尊感情や規範意識等を育む道徳教育の充実と、豊かな心を育てる心の教育を推進する。いじめ防止月間には、いじめ防止に関する授業やいじめ問題に関わる講演会等を開催する。
- ・ 学校・学級満足度調査等を通して、それぞれの学校・学級における児童生徒の実態を把握し、個や学級集団の実態に応じた的確な指導を行うとともに、児童生徒の問題解決能力を育む学級集団づくりを推進する。
- ・ 発達障がいのある児童生徒の言動が原因でいじめ、不登校等の問題に発展することがあるため、「発達障がい」についての理解を深める取組を推進する。
- ・ 教職員と児童生徒との信頼関係づくりや自分の思いを出し合える集団づくりに努め、ストレスを解消するとともに、ストレスを溜め込むことのない学校づくりを推進する。

また、他者を尊重したり、他者への感謝の気持ちを高めたりすることによって、ストレスをよい形で解消できる力を育む指導を推進する。

② 自己肯定感や自己有用感を育成する取組

- ・ 思いやりやコミュニケーション力等、豊かな心を育むために、異年齢の児童生徒

や特別支援学校との交流・協働的な学びを取り入れた授業を行う等、継続的かつ一貫性のある教育を推進する。また、授業や委員会活動、クラブ活動等を通して、自分の思いや考えを適切に伝えたり、問題解決に取り組んだり、人間関係を円滑にしたりする力を身につけさせ、児童生徒の社会性を育む指導を強化する。

- ・ 人権フォーラム等、児童生徒が主体的に取り組む活動を通して、自分自身を振り返らせ、傍観者とならない人権意識を育成するとともに、いじめを許さない子ども同士の絆を強くする。
- ・ 県教育委員会のスクールカウンセラーや養護教諭を活用し、子ども理解に努めるとともに、社会的存在としての自己の確立を図ることができるよう、相談体制の充実に努める。

③ 学校、家庭、地域が連携した取組

- ・ 家庭との連携を図り、「玉城の子どもに豊かな心と規範意識を育てるために〈小中学校9ヵ年を通して〉」についての指導の徹底を図るとともに、地域にも協力依頼をし、地域ぐるみで児童生徒の「豊かな心と規範意識」の育成に努める。
- ・ 児童生徒の道徳的判断力や実践力を高めるため、家庭、地域とともに、さまざまな場面においていのちを大切にする教育を推進する。
- ・ 玉城町内の青少年育成に関わる組織や、保健、福祉、教育並びに警察関係者等で組織している町における横断的な組織「子ども家庭支援ネットワーク委員会」において、いじめ問題等児童生徒に関わる問題についての意見交換や家庭訪問等を実施し、保護者・学校・地域が一体となった取組を進める。
- ・ 地域、家庭、学校が連携し、地域の特色を生かした自然体験や農業体験を実施し、児童生徒の自尊感情を高め、主体性の向上を図る。
- ・ 児童生徒が今後直面するであろうさまざまな課題に柔軟にたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくために、地域と協働してキャリア教育の推進を図る。
- ・ ネットいじめ等のトラブルを防止するために、各学校は児童生徒に情報機器の特性や携帯電話やスマートフォン、インターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深めさせ、ネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラルの育成・向上に努める。また、保護者に対して専門機関による出前授業を実施したり、情報提供をしたりして、携帯電話やスマートフォン・インターネット使用についての家庭でのルールづくりの協力依頼の取組を強化する。

(4) いじめの早期発見のための方策

① 実態把握及び相談体制の整備

- ・ いじめアンケート調査や学校・学級満足度調査に加え、面談を実施する等、多面的な情報を得ることにより、いじめを把握する。

- ・ 児童生徒が抱えているさまざまな悩みや不安を的確に把握するため、学級担任や養護教諭・県教育委員会のスクールカウンセラー等が教育相談に当たる。必要に応じて県教育委員会のスクールソーシャルワーカー等を活用することができるよう、外部人材の派遣等、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう支援する。
- ・ 子育て総合支援室、教育委員会が窓口となりながら、県教育委員会の巡回指導員、特別支援学校の教職員を各保育所・小中学校に派遣し、きめ細やかな相談体制の充実を図る。

② 家庭や地域と連携した取組

- ・ 家庭訪問等により、児童生徒を中心に据え、保護者との信頼関係を構築する。
- ・ いじめ問題に悩む児童生徒や保護者が相談できるよう、相談窓口を周知する。
- ・ 保護者や地域住民がいじめではないかと疑われるような場面を見たり、聞いた時は、学校や教育委員会への情報提供を依頼する。
- ・ 学校や家庭には話すことができにくい状況にあれば、「こどもほっとダイヤル」「少年サポートセンター」「子ども人権110番」「チャイルドライン三重」等の県教育委員会が紹介している相談機関の利用も検討するよう周知する。

玉城町の相談窓口

- 玉城町教育委員会事務局 TEL 0596-58-8212
土、日曜・祝日を除く毎日 8:30 ~ 19:00
- 玉城町子育て総合支援室 TEL 0596-58-8000
土、日曜・祝日を除く毎日 8:30 ~ 19:00

(5) いじめへの対処のための方策

① 指導体制の強化を図る取組

- ・ 玉城町教育振興会生徒指導部会において、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組についての共通理解を図り、情報交換を行うとともに、児童生徒及びその家庭に対し、いじめの問題に対する指導・助言を行う。

② いじめの加害児童生徒、被害児童生徒への対応

- ・ 加害児童生徒には自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせて反省を促すとともに、相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人ひとりの児童生徒に徹底し、いじめをはやし立てたり傍観していたりする行為もいじめる行為と同様である

ことを認識させる。

- ・ 学級担任や養護教諭、生徒指導担当等が、県教育委員会のスクールカウンセラーと協力し、いじめにあった児童生徒の心のケアを図ったり、加害児童生徒のいじめの背景にあるものを探りながら、毅然とした態度で指導したりする。
- ・ いじめ等、深刻な課題を抱えている児童生徒や、支援を要する家庭への対応について、専門機関からの指導助言を受け、教育委員会や子育て総合支援室、地域包括支援室と連携を図りながら、適切な対応を図る。

③ 関係機関との連携

- ・ いじめ問題において、学校だけでの対応が困難な事案については、教育委員会や子育て総合支援室、地域包括支援室、南勢志摩児童相談所、南勢少年サポートセンター等が連携し、いじめ問題の解決を図る。
- ・ 県教育委員会が行うネットパトロールにより、不適切な書き込みが発見された場合は、教育委員会、保護者が連携して、その状況の記録・保存と削除依頼を行うとともに、必要に応じて、学校は、その状況に応じた指導を児童生徒に行う。
- ・ 必要に応じて、警察等関係機関と連携を図り、問題解決に努める。

3 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とする。

また、学校基本方針を策定するに当たっては、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者等地域の方にも参画を求めるなど、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように努める。さらに、策定した学校基本方針については、周知に努める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校には、法第22条により、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。この組織は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、スクールカウンセラー等専門的な知識を有する心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが大切である。

主な役割としては、以下のとおりである。

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

また、当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であり、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが大切である。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

児童生徒のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進する。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、

いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。(法第28条)

①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

(2) 報告（第一報）

町内の小中学校において、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体等について判断する。また速やかに、玉城町長および県教育委員会に報告する。

(3) 調査の組織

教育委員会は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。(法第28条)

調査主体を教育委員会とし、法第22条に基づき学校に設置される「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態に係る調査を行うため、教育委員会が指導・助言を行いながら調査を行う。(法第28条)

なお、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者で調査に当る。

(4) 調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際には いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手する。

③ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととす

る。

(5) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたって、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

調査結果については、玉城町長及び県教育委員会に報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

(6) 再調査

上記(5)における調査結果の報告を受け、玉城町長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を、専門的な知識又は経験を有する第三者等により行う。(法第30条)

なお、この組織は、教育委員会のもとに置くものとは別に町長部局におくものとする。

5 その他重要事項

玉城町は、町立学校における「いじめ防止基本方針」の策定について、必要に応じて指導及び支援するとともに、策定状況を確認し、公表する。